

最高人民法院による
「最高人民法院による専利紛争案件審理の
法律適用問題に関する若干規定」
改正の決定

2013年2月25日改正
2013年4月15日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

「最高人民法院による『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』改正の決定」は、2013年2月25日に最高人民法院審判委員会第1570回会議において可決されたところ、ここに公布し、2013年4月15日から施行する。

最高人民法院
2013年4月1日

法釈〔2013〕9号

最高人民法院による
「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」
改正の決定
(2013年2月25日最高人民法院審判委員会第1570回会議可決)

最高人民法院審判委員会第1570回会議の決定に基づき、「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」を次のとおり改正する。

第2条の規定に「最高人民法院は、実際の状況に基づき、専利紛争案件の第一審を管轄する基層人民法院を指定することができる。」を1項追加する。

出所：2013年4月15日付け最高人民法院ホームページ

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-5247.html>